

事業活動総合保険

保険契約者

〒146-0095

住所

東京都大田区  
多摩川1-11-3  
大裕工業ビル2階

氏名

株式会社レクト  
代表取締役 間瀬 涼太

様

契約日 令和 4年10月20日

証券番号 BM00124335, 整理番号, 事故時のご連絡先 TEL 03-5960-0801, 代理店/仲立人 株式会社レクト, 当社営業店 南東京支店 日本橋第二支社

契約プラン 賠償プラン, 契約方式 企業包括方式, 補償プラン ワイドプラン, 保険期間 令和 4年11月 1日午後 4時 から 令和 5年11月 1日午後 4時 まで, お客様ご連絡先 TEL 03-5741-5400

被保険者 住所 トウキョウトオタクマクワ11-11-3, 氏名 カブシキカイシャレクト

対象施設・業務の名称 スベテシヤクキョウム, 支払限度額欄または保険金額欄に金額が表示されていないものは補償対象になりません。明細書付契約は、明細書をご確認ください。

物損害ユニット (普通保険約款第1章 物損害担保条項), 商品・製品等の保管場所, 保険金の種類, 損害保険金, 通貨等盗難損害保険金, 物損害事故付随費用保険金, 損害保険金 (地震危険補償特約)

傷害ユニット (普通保険約款第4章 傷害等担保条項), 補償対象者, 補償条件, 長期障害所得補償特約, てん補期間, 免責期間, 被保険者の条件, 被保険者の範囲, 長期障害所得補償保険金月額 (1か月あたり), 免責金額

長期障害所得補償特約, てん補期間, 免責期間, 被保険者の条件, 被保険者の範囲, 長期障害所得補償保険金月額 (1か月あたり), 免責金額

工事物ユニット (工事の目的物補償特約), 保険金の種類, 支払限度額, 免責金額, 損害保険金

後遺障害補償保険金支払割合, 第1級 第2級 第3級 第4級 第5級 第6級 第7級, 第8級 第9級 第10級 第11級 第12級 第13級 第14級

疾病入院医療費用補償特約, 疾病入院医療費用保険金支払対象外日数, 疾病入院医療費用保険金支払限度日数, 被保険者の条件, 被保険者の範囲, 疾病入院医療費用保険金額, 疾病入院医療費用免責金額, 先進医療等費用保険金額, 先進医療等費用免責金額

休業ユニット (普通保険約款第2章 休業損失等担保条項), 保険金の種類, 保険金額, 免責金額, 休業損失保険金, 営業継続費用保険金

保険金の種類, 区分, 保険金額 (1名あたり), 死亡・後遺障害, 入院日額, 通院日額, 臨時費用, 入院一時金, 基準日数, 退院療養一時金, 基準日数, 休業保険金 (休業日額) てん補期間, 免責日数

疾病入院医療費用補償特約, 疾病入院医療費用保険金額, 疾病入院医療費用免責金額, 先進医療等費用保険金額, 先進医療等費用免責金額, 疾病入院医療保険金支払特約, 疾病入院医療保険金支払対象外日数, 疾病入院医療保険金支払限度日数, 被保険者の条件, 被保険者の範囲, 疾病入院医療保険金日額, 免責金額

賠償ユニット (普通保険約款第3章 賠償責任担保条項), 製造物・作業の名称, 受託物の名称, 危険の種類, 損害の種類, 支払限度額 (1事故あたり), 免責金額, 施設・業務遂行危険, 製造物・完成作業危険, 受託物危険, 受託不動産危険, 受託貨物危険, 保険期間中の保険金額

付帯特約, 特約コード LS, LH, CD, その他特約

疾病入院医療保険金支払特約, 疾病入院医療保険金支払対象外日数, 疾病入院医療保険金支払限度日数, 被保険者の条件, 被保険者の範囲, 疾病入院医療保険金日額, 免責金額

※保険期間中の保険金額が保険期間を通じての支払限度額となります。保険金の種類、危険の種類、損害の種類ごとに各支払限度額・免責金額が適用されます。

食中毒・感染症利益補償特約, 付保対象費目, てん補期間, 保険金額

サイバーリスク賠償責任補償特約, 保険金額

使用者賠償責任補償特約, 保険金額

雇用慣行賠償責任補償特約, 保険金額

その他証券記載事項, 備考 「事業活動総合保険普通保険約款および特約」は添付されませんので、当社公式ウェブサイトのWeb約款でご確認ください。 (https://www.sompo-japan.co.jp/) なお、この証券に特約が添付されている場合はその特約も適用されます。

(ご注意) 長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約では非常勤の役員、非常勤の臨時雇従業員 (※1)、派遣社員、下請負人、雇車運転者の方は被保険者となりません。「非常勤」とは、ケガまたは病気を被った時の直近6か月間 (※2) における、週あたりの平均労働日数が3日未満、または週あたりの平均労働時間が15時間未満のいずれかに該当する場合をいいます。(※1) 臨時雇従業員とは、短時間労働者の雇用管理の改善などに関する法律に規定する短期労働者をいいます。(※2) 各特約第3条 (被保険者の範囲) (1) ①、②または③に該当した時からケガまたは病気を被った時までの期間が6か月に満たない場合は、その期間とします。

保険料払込方法, 払込方法 一括払 (口座振替), 払込期日 該当月の日 払込間隔 か月 (該当月は各払込方法の規定によります。), 初回保険料の口座振替 あり

合計保険料, 合計保険料 (一般分割の時は1回分) 877,500円, 分割払年額保険料, 分割払初回保険料 (大口分割の時2回目以降同額)

証券作成年月日 令和 4年10月31日, 3 559489-004 0609 W\*